

1. 国庫補助負担金等に関する改革案」の全体像

改革案を提示するに当たっての前提条件

- (1) 国と地方の協議機関の設置
国と地方六団体等との協議機関を設置し、「三位一体」に地方の意見を確実に反映することを担保
- (2) 具体的な前提条件
税源移譲との一体的実施、確実な税源移譲、地方交付税による確実な財政措置、施設整備事業に対する財政措置、負担転嫁の排除、新たな類似補助金の創設禁止、地方財政計画の作成に当たっての地方公共団体の意見の反映
などを確実に実行することが、この提案の前提条件

三位一体の改革」の全体像

- (1) 地方分権推進のための「三位一体の改革」
地方分権の理念に基づき、住民の意向に沿った行政運営を行う改革
第1期改革（18年度まで）に続き、第2期改革（19～21年度）が必要
- (2) 「三位一体の改革」の全体像
国から地方への税源移譲 【8兆円程度】
国庫補助負担金の見直し 【9兆円程度】
道路目的財源の地方譲与税化、道路関係国庫補助負担金の廃止について別途検討
地方交付税の見直し

平成17年度及び18年度における国庫補助負担金等の改革

- (1) 移譲対象補助金の規模
移譲対象補助金 【3.2兆円】
税源移譲額 【3兆円程度】
- (2) 移譲対象補助金の内容（内訳）
経常的な国庫補助金 【0.6兆円】
例）協同農業普及事業交付金、小規模企業等活性化補助金
経常的な国庫負担金 【0.6兆円】
例）保険事業費等負担金（保険事業負担金）、公営住宅家賃対策
施設整備に関する国庫補助負担金 【0.6兆円】
例）公立学校施設整備費負担金、廃棄物処理施設整備費補助
公共事業等投資的な国庫補助負担金 【0.6兆円】
例）農道整備事業費補助、河川改修費補助
義務教育費国庫補助負担金 【0.8兆円】
例）中学校教職員給与費相当分
- (3) 税源移譲
個人住民税の10%比例税率化により、所得税から住民税へ3兆円程度移譲
- (4) 国庫補助負担金廃止の前提となる地方交付税による財源措置
税源移譲が行われても財源に乏しい団体について、地方交付税の算定等を通じて確実に財源措置を行う必要
- (5) 国直轄事業負担金の廃止
国直轄事業負担金は廃止すべき、維持管理費は早急に廃止すべき
- (6) 国の行財政改革の断行と地方行財政の更なる効率化
改革を通じて不要となる膨大な事務処理に応じ、国家公務員の配置を見直し、国本来の専務に専念
地方も一層の行財政改革を推進

国による関与・規制の見直し等

「三位一体の改革」を推進する車の両輪として、国庫補助負担金の改革に併せ、国による関与・規制の見直しを行う必要

2. 国庫補助負担金等に関する改革案の全体像(国土交通省関係事業について)

<改革のポイント>

- 1.平成 17,18年度における補助金の廃止額：約 3.2兆円
- 2.うち国土交通省関係分の廃止補助金

公共事業関係	約 6,450億円
河川 砂防	約 2,450億円
流域下水道	約 1,050億円
公営住宅等住宅関連	約 2,950億円
非公共事業関係(地籍調査関連等)	約 150億円
- 3.道路特定財源関係補助金等については、第 1期及び第 2期を通じて、別枠として、廃止 地方譲与税化を検討。
- 4.国直轄事業負担金を廃止。特に維持管理費分は早急に廃止。

3. 国庫補助負担金等に関する改革案の全体像について(砂防関係補助事業について)

砂防関係事業の
約 9割が廃止対象

全廃止対象事業の中で、砂防関係事業の
シェアは 20%

(1) 廃止対象事業の内容

・砂防事業(地すべり含み)	799億円	(砂防事業全体の	84%)
・急傾斜事業(雪崩事業含み)	375億円	(急傾斜事業全体の	99%)
合計	1,174億円	(砂防関係事業全体の	88%)

(2) 廃止対象事業の規模

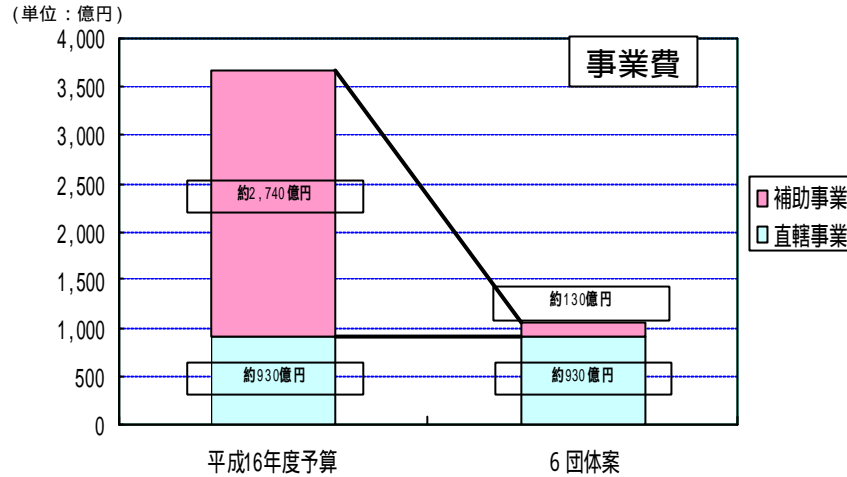
・全省庁の公共事業等投資的な国庫補助金の廃止額	5,889億円
・うち砂防関係事業の廃止対象事業額	1,174億円
砂防関係事業が公共事業の廃止額に占めるシェア	20%

(3) 廃止対象事業以外の砂防関係事業(災害復旧のためのもの)

砂防激甚災害対策緊急事業費補助	58億円
特定緊急砂防事業費補助	6億円
特定緊急地すべり対策事業費補助	6億円
災害関連緊急砂防事業費補助	(災害発生後に、その都度予算要求)

砂防関係補助金削減は地方の切り捨て！

6団体の改革案では、砂防関係補助事業の約9割が廃止対象となっているため、砂防関係事業全体では3割以下に削減されることとなる。全国で直轄事業のない市町村では土砂災害対策がほとんどできなくなる恐れがある。



4. 六団体改革案の問題点

【土砂災害対策は国家の基本的な責務】

国土を保全し、国民の生命・財産を守る土砂災害対策は、国としての基本的責務であり、国民が等しく土砂災害からの安全性を享受できるよう全国的な見地から調整する機能として砂防関係事業の補助制度が必要不可欠である。

【必要性の議論の欠如】

必要性が薄くなった補助事業を廃止し、存置する補助事業について自主性・裁量性を向上することが補助金改革の基本であるにもかかわらず、今回の案は、都道府県のみが事業主体のものを積み上げただけであり、特定分野に集中しており、補助制度の必要性の議論がほとんどなされていない。

【砂防関係事業は補助制度以外での対応は困難】

砂防関係事業は災害の発生に応じて機動的・集中的に事業実施をする必要があることから、交付税等の外形的な交付による対応は不可能であり、全国的な資金の時間的・地域的調整を的確に行える補助制度以外での対応は困難である。

【災害予防と災害復旧は一体不可分】

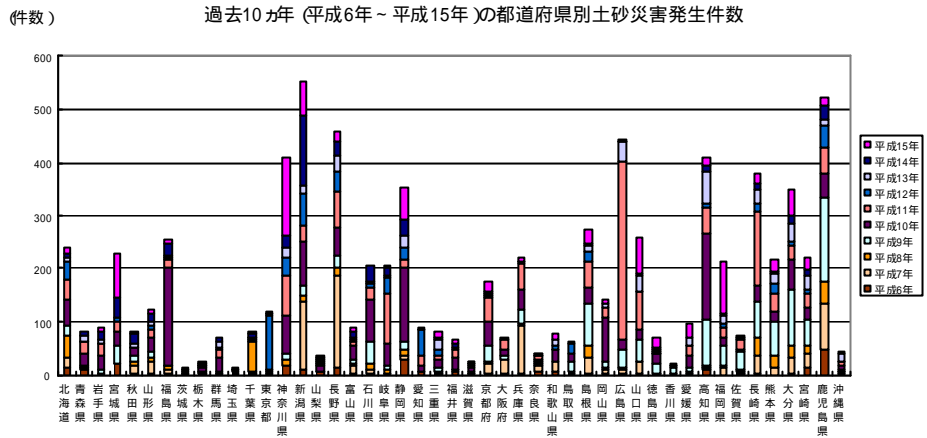
砂防関係事業は、災害予防と災害復旧と一体不可分として地域の安全・安心を向上させていくものである。今回発生した新潟・福島豪雨・福井豪雨・四国豪雨等の土砂災害に対する砂防等の緊急対策についても、激特事業等の廃止対象外の事業と廃止対象である砂防関係補助事業が一体不可分として実施されるべきものであり、廃止された場合、災害の再発防止が困難となる。

【建設国債は税源移譲につながらない】

砂防関係事業の補助金は、税源移譲にはつながらない建設国債で賄われており、廃止された場合地方における必要予算が確保されないという根本的な問題と矛盾を含んでいる。

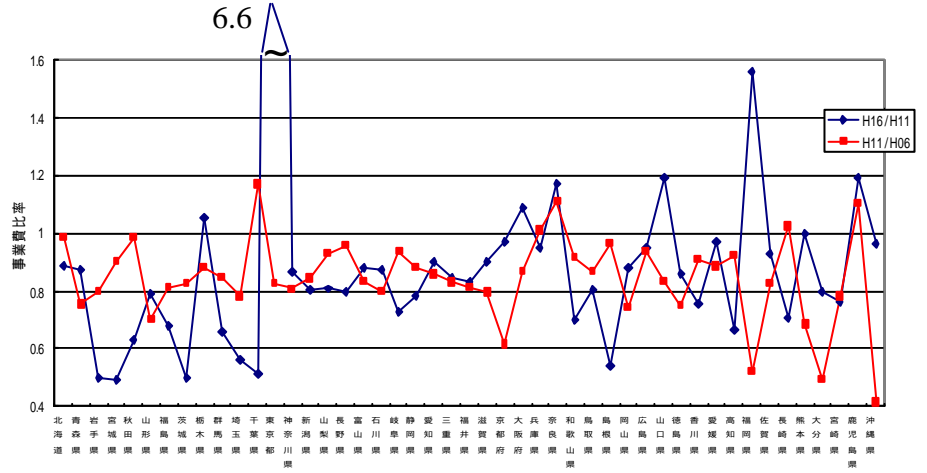
< 土砂災害は発生する時期・場所の変動が激しい >
-問題点 の資料-

土砂災害は発生する時期・発生する場所にばらつきがあり、土砂災害対策は、外形的基準のような配分ではなく、機動的に配分できる補助制度が有効である。



< 機動的に予算配分を行っている砂防事業 >
-問題点 の資料-

砂防事業は、災害の発生に応じて機動的・集中的に事業実施を行うため、予算をメリハリのある機動的配分を行っている。

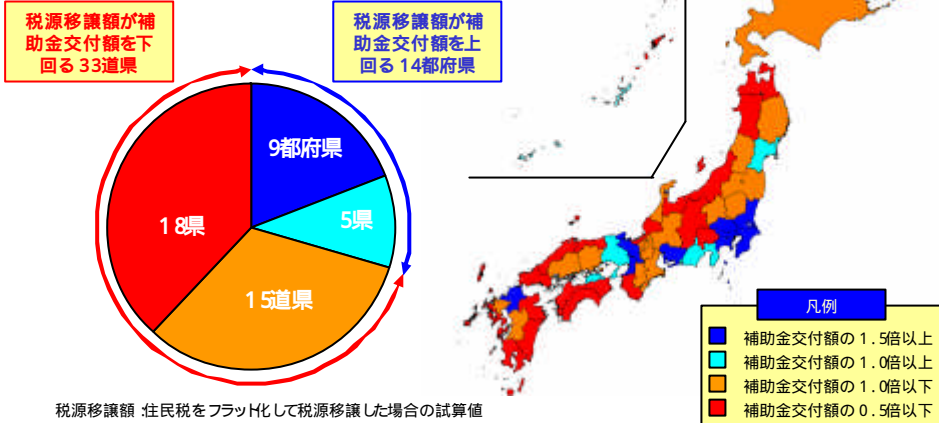


< 外形的基準による税源移譲では、土砂災害に対する安全について地域間不均衡が生じる >
 -問題点 の資料-

外形的基準(住民税)による税源移譲額が補助金交付額(H16当初)を下回る県が33道県もあり、必要な砂防関係補助事業の予算を確保ができなくなる道県が全国の約7割となる

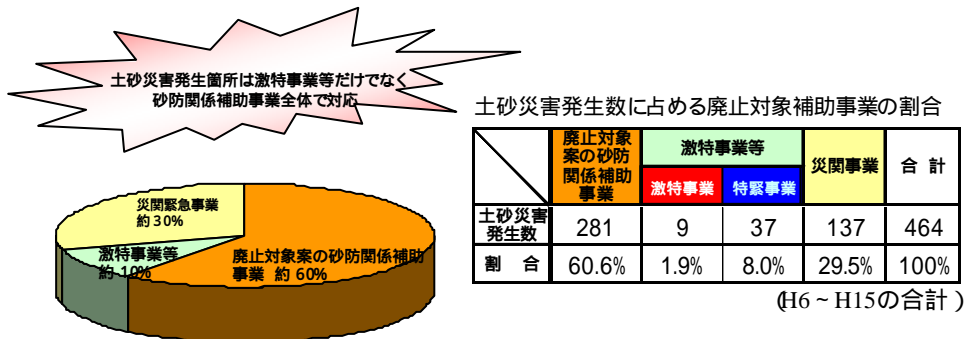
【地方六団体の改革案に基づく試算】

税源移譲額 / H16当初予算額



< 砂防関係補助事業の激特事業等は災害対策の一部に過ぎない >
 -問題点 の資料-

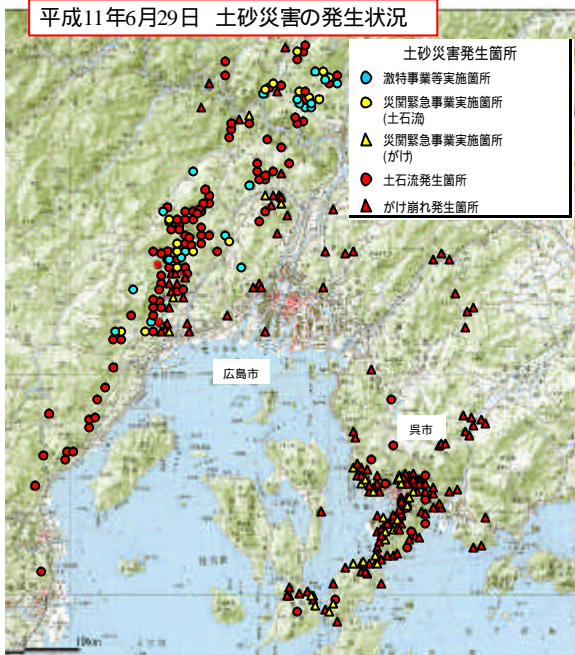
土砂災害(豪雨、梅雨前線、地震、火山噴火、融雪等)に対応する砂防関係事業のうち、激特事業等による対応はごく一部に過ぎず、大部分は地方六団体(案)によって廃止対象とされた砂防関係補助事業により対応しているのが実状。



土砂災害発生件数とは・・・台風、豪雨、地震等の発生件数
 例)台風 号、豪雨・・・2件

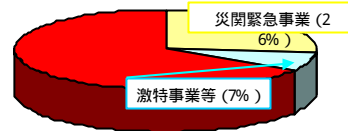
< 砂防関係補助事業の激特事業等は災害対策の一部に過ぎない(平成11年6月広島豪雨災害の対応)>
 -問題点 の資料-

平成11年6月29日 土砂災害の発生状況



	全土砂災害発生箇所	左のうち災関緊急事業	左のうち激特等事業
箇所数	328箇所	85箇所	23箇所
割合	100.0%	25.9%	7.0%

土砂災害発生箇所は激特事業等だけでなく砂防関係補助事業全体で対応

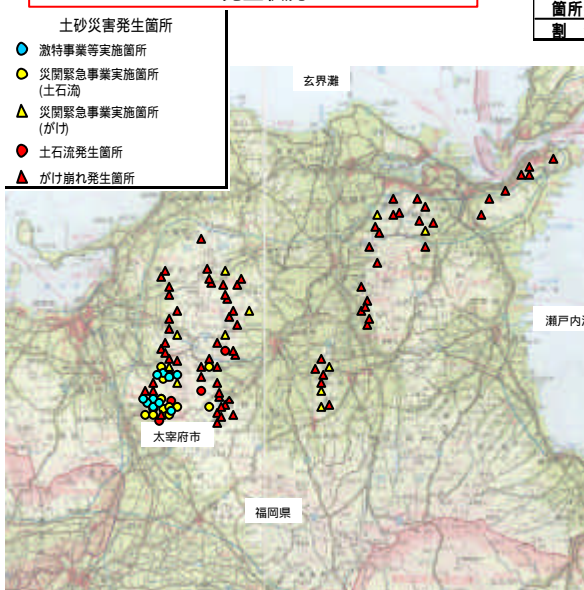


全土砂災害発生箇所における激特事業等、災関緊急事業採択箇所の割合

豪雨による大規模な土砂災害のあった広島市・呉市を中心とする災害について、激特事業等による対応はわずか7%の23箇所に過ぎず、大部分は廃止対象とされている砂防関係補助事業により対応しているのが実状。

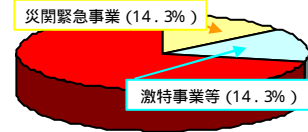
< 砂防関係補助事業の激特事業等は災害対策の一部に過ぎない(平成15年7月九州豪雨災害の対応)>
 -問題点 の資料-

平成15年7月 太宰府市を中心とした土砂災害の発生状況



	全土砂災害発生箇所	左のうち災関緊急事業	左のうち激特等事業
箇所数	98箇所	14箇所	14箇所
割合	100.0%	14.3%	14.3%

土砂災害発生箇所は激特事業等だけでなく砂防関係補助事業全体で対応

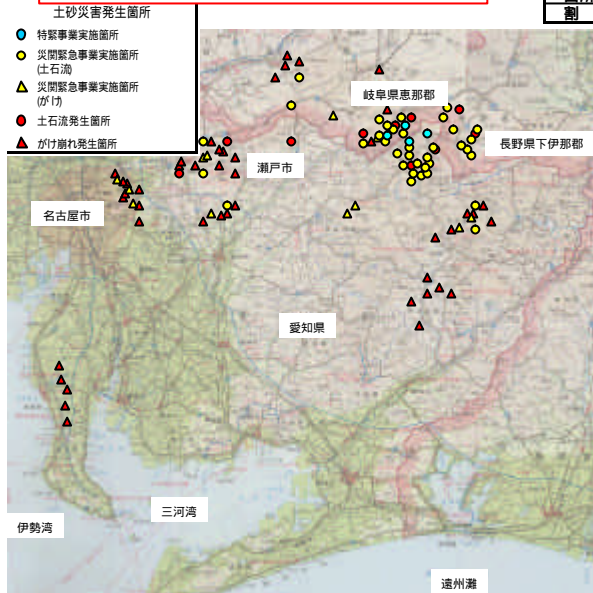


全土砂災害発生箇所における激特事業等、災関緊急事業採択箇所の割合

豪雨による大規模な土砂災害のあった福岡県太宰府市を中心とする災害について、激特事業等による対応はわずか14%の14箇所に過ぎず、大部分は廃止対象とされている砂防関係補助事業により対応しているのが実状。

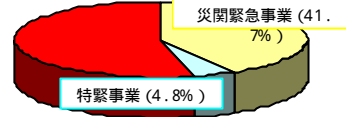
< 砂防関係補助事業の特緊事業等は災害対策の一部に過ぎない(平成12年9月東海豪雨災害の対応)>
 -問題点 の資料-

平成12年9月 東海地方を中心とした土砂災害の発生状況



	全土砂災害発生箇所	左のうち災関緊急事業	左のうち特緊事業
箇所数	84箇所	35箇所	4箇所
割合	100.0%	41.7%	4.8%

土砂災害発生箇所は特緊事業だけでなく砂防関係補助事業全体で対応

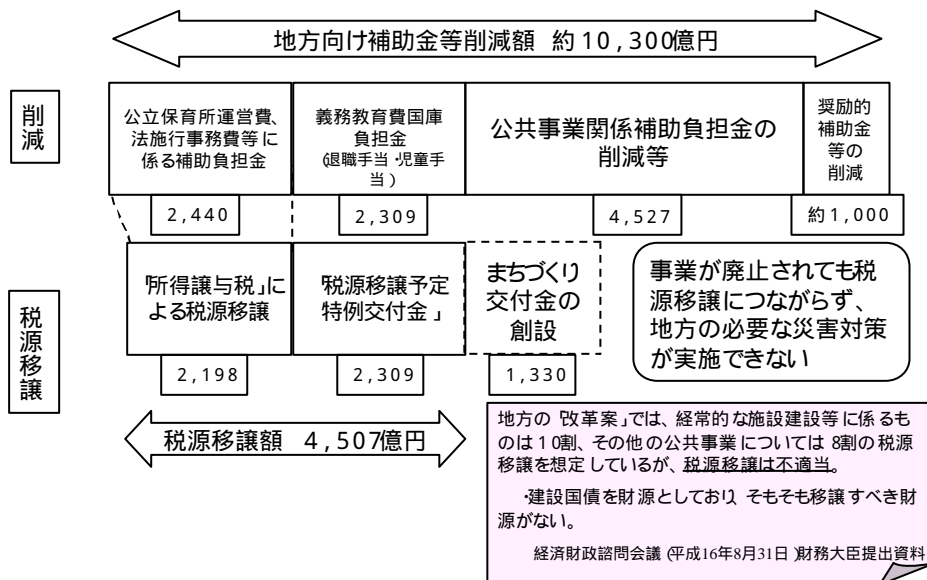


全土砂災害発生箇所における特緊事業、災関緊急事業採択箇所の割合

東海豪雨による大規模な土砂災害のあった岐阜、愛知県境付近を中心とする災害について、特緊事業による対応はわずか5%の4箇所に過ぎず、大部分は廃止対象とされている砂防関係補助事業により対応しているのが実状。

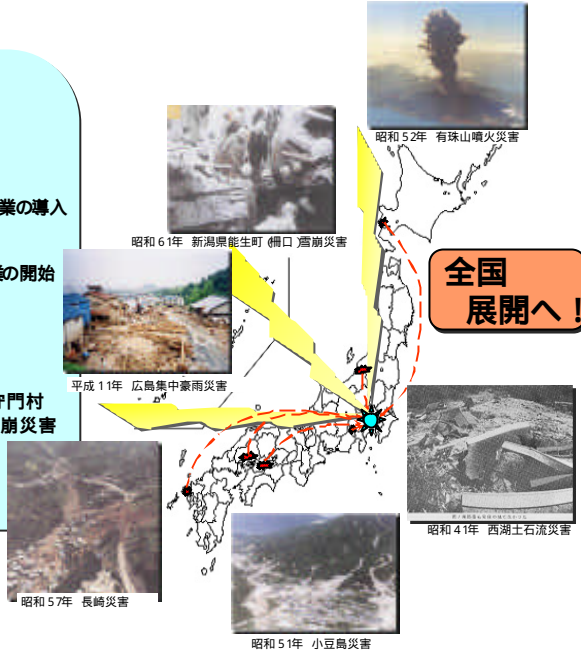
< 砂防関係事業の補助金は建設国債で賄われており、税源移譲の対象外 >
 -問題点 の資料-

平成16年度予算における補助金の廃止、削減と税源移譲



< 地方での災害を契機に、全国的な政策として展開してきた事例 >

- 昭和 41年 山梨県 西湖災害
昭和 41年 土石流対策の開始
- 昭和 49、51年 香川県 小豆島災害
昭和 51年 土石流対策に対し激特事業の導入
- 昭和 52年 北海道 有珠山噴火災害
昭和 56年 火山等緊急対策砂防事業の開始
- 昭和 57年 長崎県 長崎災害
昭和 57年 総合的な土砂災害対策
(ノリ対策の開始)
- 昭和 56・59・61年 新潟県湯之谷村・守門村
・中里村・能生町(柵口)の雪崩災害
昭和 60年 雪崩対策事業の開始
- 平成 11年 広島県 広島集中豪雨災害
平成 12年 土砂災害防止法の制定



全国
展開へ!